

小牧市告示第〇〇号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第６条第１項に規定する一般廃棄物処理計画として、小牧市の令和 7 年度における一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

令和 7 年 〇 月 〇 〇 日

小牧市長 山 下 史守朗

令和 7 年度小牧市一般廃棄物処理実施計画

- 1 区域 市全域
- 2 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 3 対象とする廃棄物 次に掲げる市内で発生する一般廃棄物
 - (1) 家庭系ごみ・資源（市の実施機関による行政活動に伴って生じたものを含む。）
 - (2) 事業系ごみ
 - (3) し尿・し尿浄化槽汚泥

4 分別区分及び排出方法

(1) 家庭系ごみ・資源

ア 行政回収

区分		排出方法	排出頻度
燃やすごみ		①燃やすごみ用・破砕ごみ用指定袋に入れごみ集積場へ排出する	①週2回 ②随時
破砕ごみ		②小牧岩倉エコルセンターへ持ち込む（有料）	①月2回 ②随時
粗大ごみ（※1）		①有料戸別収集（1点につき1,050円） ②小牧岩倉エコルセンターへ持ち込む（有料）	随時
資源	プラスチック類	①資源用指定袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	①週1回 ②随時
	空きびん		①月2回 ②随時
	空き缶		
	ペットボトル		
	金属類（※2）		
	発火性危険ごみ（※3）	①透明袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	①月2回 ②随時（※4）
	古紙	①品目ごとにまとめ十文字に縛りごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	①週1回 ②随時
		①資源用指定袋または紙袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	
	古布類	①資源用指定袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む	①月2回 ②随時
	蛍光管類	①資源用指定袋に入れごみ集積場へ排出する ②各資源回収ステーションへ持ち込む ③蛍光管回収協力店へ持ち込む	①月1回 ②③随時
	廃食用油	各資源回収ステーションまたは指定拠点回収場所へ持ち込む	随時
	家庭系パソコン 携帯電話	①各資源回収ステーションへ持ち込む ②認定事業者による宅配回収	随時
	剪定枝	①枝はひもで縛り、落ち葉等は任意の透明袋に入れごみ集積場へ排出する ②第2資源回収ステーションへ持ち込む ③第3資源回収ステーションへ持ち込む	①週2回 ②土・日 ③随時
	羽毛ふとん	各資源回収ステーションへ持ち込む	随時

※₁ オイルヒーターは有料戸別収集のみ

※₂ フロン類（代替フロン含む）使用製品は、専門業者へフロン回収を依頼する。

※₃ カセット式ガスボンベやスプレー缶類は、中身を使い切り、穴を開けずに「**発火性**危険ごみ」として排出を行う。ただし、諸事情で中身を使い切ることができない場合は、小牧市役所、各資源回収ステーションで回収を行う

※₄ 雑がみ以外の古紙・古布類は、集団回収方式で実施

イ 市では収集しないごみ

区分	主なもの
一時多量ごみ	引越しごみ等、ごみ集積場を圧迫または収集に支障をきたすような多量のごみ ＜処理方法＞ ①ごみは小牧岩倉エコルセンター（有料）、資源は各資源回収ステーションへ持ち込む ②一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼する
排出禁止物	①条例第27条第1項関連のもの （例）自動車、フロン使用製品、プロパンガス等のガスボンベ類、バッテリー、オイル・塗料等の石油類、農業用機械器具、温水器、がれき、ピアノ等の重量物、耐火金庫、自動車専用タイヤ、その他処理施設で適正処理が困難なもの ＜処理方法＞ 販売店又は専門処理業者へ処理を依頼する ②別にリサイクル処理制度が確立されているもの （例）テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の家電リサイクル法対象機器、二輪車（原付バイク・自動二輪車）、ボタン電池、消火器など ＜処理方法＞ 各種リサイクル処理制度に基づいて処理をする

ウ その他

区分	排出方法	排出頻度
排出困難な独居高齢者等の資源・ごみ	申請に基づく戸別収集（こまやか収集）	週1回
地域清掃における落ち葉等	申請に基づく特別収集	随時

（2）事業系ごみ

区分	排出方法	排出頻度
燃やすごみ	①一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼する ②小牧岩倉エコルセンターへ持ち込む（有料）	随時
破砕ごみ		
粗大ごみ		
資源（剪定枝・食品残渣）	①一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼する ②再生事業者へ持ち込む	

（3）し尿及びし尿浄化槽汚泥

区分	排出方法	排出頻度
し尿	し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者へ収集を依頼する	随時
し尿浄化槽汚泥		

5 ごみ・資源処理

(1) ごみ・資源

施設名称	所在地	施設の種類	対象とする廃棄物
小牧岩倉エコルセンター	野口2881番地9	ごみ溶融・破碎施設	燃やすごみ、破碎ごみ、粗大ごみ、事業系ごみ
小牧市リサイクルプラザ	大草5786番地83	中間処理施設	空きびん、空き缶、ペットボトル、蛍光灯類
第1資源回収ステーション	小牧原新田423番地	資源拠点回収施設	プラスチック類、空きびん、空き缶、ペットボトル、金属類、 発火性危険ごみ 、古紙・古布類、蛍光灯類、廃食用油、家庭系パソコン・携帯電話、羽毛ふとん
第2資源回収ステーション	大草5786番地83	資源拠点回収施設	プラスチック類、空きびん、空き缶、ペットボトル、金属類、 発火性危険ごみ 、古紙・古布類、蛍光灯類、廃食用油、剪定枝、家庭系パソコン・携帯電話、羽毛ふとん
第3資源回収ステーション	新小木四丁目29番地	資源拠点回収施設	
環境センター最終処分場	林1821番地3	管理型最終処分場	埋立ごみ

(2) し尿及びし尿浄化槽汚泥

施設名称	所在地	施設の種類	対象とする廃棄物
小牧市クリーンセンター	東田中1237番地	し尿・し尿浄化槽汚泥処理施設	し尿、し尿浄化槽汚泥

6 処理の方法

(1) 家庭系ごみ・資源

区分		処理施設	処理方法
燃やすごみ (※1)		小牧岩倉エコルセンター	溶融処理（スラグ、メタル回収）
破碎ごみ (※1)			破碎処理後、鉄類・アルミ類を取り出し、残渣物は溶融処理
粗大ごみ			
資源	プラスチック類 (※1)	中間処理業者	選別、圧縮梱包後、再生事業者に引渡し
	空きびん (※1)	小牧市リサイクルプラザ	
	空き缶		
	ペットボトル (※1)		
	金属類 (※1)	再生事業者に引渡し	
	発火性危険ごみ (※1、2)		
	古紙 (※1)・古布類		
	蛍光管類 (※1)	小牧市リサイクルプラザ	選別、破碎後、再生事業者に引渡し
	廃食用油 (※1)	再生事業者に引渡し	
	剪定枝 (※1)		
	家庭用パソコン (※1) 携帯電話	認定事業者に引渡し	
	羽毛ふとん		再生事業者に引渡し

（※1）市の実施機関による行政活動に伴って発生したものを含む。

（※2）スプレー缶類から発生する廃液については、分離後焼却処理

(2) 事業系ごみ

区分	処理施設	処理方法
燃やすごみ	小牧岩倉エコルセンター	溶融処理（スラグ、メタル回収）
破碎ごみ		破碎処理後、鉄類・アルミ類を取り出し、 残渣物は溶融処理
粗大ごみ		
資源（剪定枝・食品残渣）	事業者により再生事業者に引渡し	

(3) し尿・し尿浄化槽汚泥

区分	処理施設	処理方法
し尿	小牧市クリーンセンター	脱水処理後、汚泥は、小牧岩倉エコルセンターで溶融処理
し尿浄化槽汚泥		分離液は、生物処理等を行い、下水道へ放流

7 排出見込み量

(1) 家庭系ごみ・資源

区分	見込み量 (t)
燃やすごみ	
破碎ごみ	
粗大ごみ	
資源	
合計	0

(2) 事業系ごみ

区分	見込み量 (t)
事業系ごみ	
資源 (剪定枝・食品残渣)	
合計	0

(3) し尿・し尿浄化槽汚泥

区分	見込み量 (kl)
し尿	
し尿浄化槽汚泥	
合計	0

8 一般廃棄物の減量化、資源化のための方策に関する事項

方針1 市民・事業者のごみ減量・分別に向けた意識啓発

取組1 市民・事業者への積極的な情報提供及び意識啓発

① 市民への情報提供・意識啓発

ア 広報こまきや各種パンフレット及び SNS 等の活用

- ・ 広報こまきを活用し、随時適切な情報提供を図る。
- ・ 資源・ごみの分別方法を掲載した「資源・ごみの分け方と出し方」やそれをイラストなどで分かりやすくした「概要版」、具体的な品目から分別を確認できる「分別早見表」を配布及びごみ分別アプリ等を利用し電子媒体で配信する。
- ・ 「資源・ごみの分け方と出し方」等のほか、ごみ排出量といった各種情報をホームページで公表する。
- ・ 資源・ごみの出し方や収集日など簡単に確認できるスマートフォン向けごみ分別アプリとして、「さんあ〜る」（8言語：日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語）を周知する。
- ・ X（旧 Twitter）や Facebook などの SNS 等を有効活用し、より広く情報発信をする。

イ 外国人市民や転入者への情報提供の徹底

- ・ 外国人市民や転入者に対しては、転入手続き時にごみ収集カレンダーや各種パンフレットのほか、指定ごみ袋（3種類、各2枚）を配布する。また、外国人市民に対しては、外国語（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語）の「概要版」を配布するとともに、「さんあ〜る」アプリのダウンロードを促し排出方法等を周知する。
- ・ 上記以外の転入者で、市役所窓口等でパンフレットの配布ができない方に対しては、共同住宅管理会社等を通じて情報提供をし、意識啓発を図る。

ウ 排出指導による分別マナーの徹底

- ・ 廃棄物適正処理指導員を配置し、ごみ集積場の巡回や不適正排出者への指導を行う。また、直接指導ができなかった不適正排出者に対しては、適宜文書指導や夜間指導等を行い、排出指導を徹底する。
- ・ 直接指導ができなかった外国人市民と思われる不適正排出者に

対しては、原則夜間指導を行い、それでも不在だった場合には文書指導を行う。

- ・ 各行政区で環境保全推進員を委嘱し、区長とともにごみ集積場の管理等を行う。
- ・ 行政区若しくはごみ集積場の管理責任者からの申請に応じてごみ集積場用不法投棄監視カメラの設置を行う。
- ・ 不適正排出の割合が高い共同住宅の居住者に対しては、条例に基づき、共同住宅管理会社等と連携して排出指導の徹底を図る。

② 事業者への情報提供・意識啓発

ア 事業者向けパンフレットの配布

- ・ 事業者向けパンフレット「事業者の皆様へ」を活用し、廃棄物の適正な処理を促す。

イ 小牧岩倉衛生組合との連携による事業者指導

- ・ 小牧岩倉エコルセンターへ持ち込まれる事業系ごみの搬入検査を行い、その調査結果に基づき、適宜排出事業者へ指導を行う。

ウ 減量化等計画書を用いた減量化意識向上の推進

- ・ 多量排出事業者や大規模事業者等へ減量化等計画書の提出を義務付け、ごみの減量や古紙類及び食品残渣の再資源化の意識向上を図る。また、減量化等計画書の提出対象者ではない事業者に対しては会議や会合等の場においてごみの減量や古紙類及び食品残渣の再資源化について周知を行う。

方針 2 市民・事業者・行政の協働による 5 R の推進

取組 2 4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア）の推進

① リフューズ、リデュースの推進

ア マイバッグの使用促進、レジ袋の削減

- ・ レジ袋配布枚数の削減に取り組み、買い物袋の持参意識を向上させることにより、プラスチックの削減を図る。

イ 食品ロス削減のための仕組みづくりの検討

- ・ 食品ロス実態調査結果から、事業者等と連携した「てまえどり運動」等の効果的な啓発方法等について検討し、更なる食品廃棄物の削減を図る。

② リユース、リペアの推進

ア 子ども服リユース

- ・ 児童館及びプラザハウス等において、子ども服の引取と無償提供を行う。また、子どもを対象としたイベントで臨時特設コーナーを設置する。

イ 絵本・古本リユース

- ・ プラザハウスにおいて、古本リユースコーナーを設け、古本の引取と無償提供を行う。また、子どもを対象としたイベントで臨時特設コーナーを設置する。

ウ、粗大ごみ等のリユース

- ・ 民間事業者との連携を行い、粗大ごみ等のリユースについて意識啓発を行い、粗大ごみ等の減量を図る。

エ、自転車修理

- ・ 粗大ごみとして排出された自転車をプラザハウスで修理し、修理再生品として市民に提供する。

取組 3 1 R（リサイクル）による適正な循環的利用の推進

① 家庭系ごみのリサイクルの推進

ア 雑がみの再生利用の推進

- ・ 複合物や禁忌品等も資源として週 1 回収集を行い、更なる再生利用を図る。
- ・ 出前講座や各イベント等で啓発品を配布し周知啓発を行い、分別意識の向上を図る。

イ 剪定枝の再生利用の推進

- ・ 拠点回収場所へ持ち込まれた剪定枝に加え、クリーンアップ・大掃除で排出された落ち葉・草を市が拠点回収場所へ搬入し、仮置きする。また、ごみ集積場に排出された剪定枝類を資源として燃やすごみとは別で収集し、再資源化を図る。
- ・ 公用車を使用しない土曜・日曜日限定で剪定枝類運搬用の公用車の貸出を行う。
- ・ 剪定枝粉碎機の貸出を行い、剪定枝の再資源化を促す。

ウ 市民による資源回収の促進

- ・ 地域の子ども会等の資源回収団体が再生利用可能な廃棄物（雑紙、新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、古布・古着類）の自

主回収を行った場合に、奨励金を交付する。

- ・ 資源回収団体のうち特に尽力した団体等へ感謝状贈呈を行う。
- ・ ごみ集積場に排出された雑がみ以外の古紙・古布について、集団回収方式により、行政区へ売却益の還元を行うことで分別意識の向上を図る。

エ プラスチックの再資源化の促進

- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括回収し再商品化を実施し、再資源化率の向上と排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を図る。

② 事業系ごみのリサイクル推進

ア 民間再資源化施設への食品残渣や剪定枝類などの搬入促進

- ・ 小牧岩倉エコルセンターへの食品残渣や剪定枝類の搬入を一部制限し、民間再資源化施設を積極的に活用することで再生利用を推進する。

- ・ 減量化等計画書の実績報告に基づき各事業者を訪問し、ごみの発生抑制や再資源化について指導・啓発を行う。

イ 民間再資源化施設を市内へ誘致

- ・ 食品残渣や剪定枝類などを再資源化する民間再資源化施設を市内へ誘致し、更なるごみの減量及び再生利用の推進を図る。

ウ 古紙類の民間再生事業者への誘導

- ・ 小牧岩倉エコルセンターへの古紙類の搬入を制限し、民間再生事業者への誘導を図る。また、事業系古紙にあっては、機密文書や禁忌品の再生利用が進んでいないと考えられることから、市による拠点回収場所の設置等の検討を行う。

③ 小牧岩倉エコルセンターにおけるリサイクルの推進

ア 発電などの余熱利用によるエネルギーの有効活用（熱回収）

- ・ 小牧岩倉衛生組合において、熔融処理時に発生する余熱を利用した発電を行い、有効活用する。

イ 中間処理後に発生する中間処理残渣の再生利用

- ・ 小牧岩倉衛生組合において、処理後に発生する残渣物のうち資源となるものについては、積極的に有効利用を図る。

方針 3 柔軟なごみ収集の推進と適正なごみ処理

取組 4 社会的ニーズや社会情勢等を踏まえた収集・処理体制の整備

① 高齢化などへの対応

ア ごみ集積場の身近な配置とこまやか収集の実施

- ・ ごみ集積場が遠方でありごみ出しが困難になってしまわないよう、適切な配置を行う。それでもなお排出が困難な高齢者などの世帯に対しては、「こまやか収集」を実施する。

② 社会情勢等を踏まえた収集・処理体制の整備

ア 収集・処理体制の見直しによる適正なごみ処理の推進

- ・ 社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、適宜収集・処理体制の見直しを行い、安定的な収集及び適正なごみ処理を行う。

取組 5 ごみ処理施設及び最終処分場の適正な運用

小牧岩倉衛生組合等と調整を図り、適正に維持管理等行う。

① 適正な運転管理

ア 計画的な補修整備

- ・ リサイクルプラザ及び小牧岩倉エコルセンターの長期的な利用を見据え、計画的な補修・整備を行うことにより施設の延命化を図る。
- ・ 小牧市クリーンセンターについて適切な補修整備を行い、必要に応じて施設の更新を検討する。

イ 大気汚染物質の測定・公表

② 最終処分場の維持

ア 最終処分場の維持管理

- ・ 環境センター処分場において、公害防止計画に基づき、水質などの測定を行い生活環境の保全を図る。

イ 埋立量の削減

- ・ 5 Rに係る各種施策の実施、資源分別の強化、熔融処理などによるごみの資源化により、埋立量の削減を図る。

方針 4 地域住民や事業者との協働による快適で清潔なまちづくり

取組 6 地域住民等による自発的な地域美化の促進及び支援

① 地域のごみ集積場の清潔保持

ア 地域によるごみ集積場の設置・維持管理と市による指導等

- ・ ごみ集積場の設置・維持管理は地域や共同住宅の管理者等が担っており、区長やこまき環境保全推進員をはじめとした地域住民等の協力によりごみ集積場利用者へ適正排出を促している。市は、地域からの要請に応じて地元集積場へ排出された不適正排出物の特別収集を実施し、不適正排出者又は共同住宅の管理者等へ指導を実施することで、地域と協働してごみ集積場の清潔保持を図る。
- ・ 行政区に対してごみ集積場維持管理交付金やごみ集積場整備費補助金を交付し、活動を支援する。また、行政区等からの希望があった場合には、必要に応じてカラスネットなどの必要資材を支給する。

② 地域住民等による地域環境の保全及び美化の推進

ア 地域住民や事業者による地区大掃除やアダプトプログラム等の実施

- ・ 地域住民や事業者等が自主的に地区大掃除やクリーンアップ活動、アダプトプログラムへ積極的に参加し、市は活動の啓発やごみ袋などの物資の提供、ごみの収集を行うことで、協働して地域環境の保全及び美化を推進する。
- ・ 「ごみ散乱防止市民行動の日」等において美化活動を行い、幅広い世代に参加していただくことで、多くの地域住民に対し地域環境の保全及び美化の意識啓発をする。また、地域美化活動に特に尽力した団体等へ感謝状贈呈を行う。

イ ごみ散乱防止区域及び路上喫煙禁止区域の指定

- ・ 現在指定している路上喫煙禁止区域について、路上シートや看板等での啓発、及び定期的な巡回による経過観察を行う。

9 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

① 一般廃棄物収集運搬業の取扱い

一般廃棄物は、自区内処理が原則となっていてところ、本市で発生する一般廃棄物は、既存の収集運搬許可業者で十分に収集運搬を行うことが可能であることから、新規許可は出さない。ただし下記の場合においてはこの限りではない。

- ・ 岩倉市内で発生した一般廃棄物を、小牧岩倉衛生組合の処理施設で積み下ろす場合
- ・ 本市以外で発生した一般廃棄物を、本市にある民間の一般廃棄物

~~物処理施設、または~~資源有効利用促進法、その他リサイクル法等で規定する指定取引場所で積み下ろす場合

- ・ 本市で発生した一般廃棄物を、本市以外にある民間の一般廃棄物処理施設で処理する方が適当であると認める場合

② 小牧市クリーンセンター搬入許可

市内から排出されるし尿及びし尿浄化槽汚泥の搬入量が施設の処理能力（~~6-3-6~~ 7.8 KL／日）の上限に達するおそれがあることから、ディスポーザ排水処理槽汚泥の受入れは行わない。また、搬入量が施設の処理能力を超える場合は、他市町村と受入れについて協議を行う。